

指定管理者候補者の選定に係る 審査について（答申）

令和 7 年 1 月

ふじみ野市指定管理者選定委員会

目次

1	審査概要.....	- 2 -
	(1) 募集及び申請概要.....	- 2 -
	(2) 申請団体について.....	- 2 -
	(3) 審査経過.....	- 3 -
	(4) 選定基準.....	- 3 -
	(5) 評価方法.....	- 3 -
2	審査結果.....	- 4 -
	(1) 推薦理由.....	- 4 -
	(2) 附帯意見.....	- 4 -
	(3) 評価結果.....	- 4 -
3	令和6年度ふじみ野市指定管理者選定委員会委員名簿	- 6 -
別紙 指定管理者選定基準		

1 審査概要

東台小学校との統合に伴い、東原小学校の児童数が増加するため、新たに第4東原放課後児童クラブを設立します。指定管理者による運営とするため、指定管理者の募集及び審査を実施しました。

なお、既に特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会が、東原小学校の敷地内にある東原放課後児童クラブ、第2東原放課後児童クラブ、第3東原放課後児童クラブの指定管理者として運営を行っているため、児童への影響や効率的な施設運営等に鑑み、非公募による選定としました。

(1) 募集及び申請概要

ア 募集要項配布及び申請受付期間

令和6年11月7日～令和6年11月21日

イ 申請状況

施設名称	指定期間	指定区分	募集形式	申請団体数
第4東原放課後児童クラブ	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	新規(追加)	非公募	1

(2) 申請団体について

市内西地区にある放課後児童クラブ15施設を指定管理者として管理運営している団体です。

ア 団体名称 特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会

イ 現指定管理施設について（令和7年1月時点）

(ア) 指定管理期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(イ) 現指定管理施設一覧

地区	施設の名称	所在地
西地区	大井放課後児童クラブ	ふじみ野市苗間40番地31
	第2大井放課後児童クラブ	ふじみ野市苗間40番地31
	第3大井放課後児童クラブ	ふじみ野市苗間40番地31
	鶴ヶ丘放課後児童クラブ	ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目3番1号
	第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ	ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目3番26号
	東原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井二丁目9番43号
	第2東原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井二丁目9番43号
	第3東原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井二丁目9番43号
	西原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井武蔵野1322番地4

	亀久保放課後児童クラブ	ふじみ野市ふじみ野二丁目22番53号
	第2 亀久保放課後児童クラブ	ふじみ野市ふじみ野二丁目22番53号
	第3 亀久保放課後児童クラブ	ふじみ野市ふじみ野二丁目22番53号
	三角放課後児童クラブ	ふじみ野市亀久保1709番地1
	第2 三角放課後児童クラブ	ふじみ野市亀久保1709番地1
	東台放課後児童クラブ	ふじみ野市大井728番地3

※ 東台放課後児童クラブは令和6年度末に廃止予定です。

(3) 審査経過

ア 諮問（第5回委員会：令和6年10月28日）

指定管理者候補者の選定に係る審査を行い、その結果を答申するよう市長より諮問を受けました。

イ 募集要項確認（第5回委員会：令和6年10月28日）

指定管理者の募集に先立ち、募集要項その他募集書類（案）及び選定基準（案）について、施設所管課から説明を受け、審議しました。

ウ 最終審査（第6回委員会：令和7年1月14日）

申請団体から提出された申請書類について、審査を行いました。

エ 答申提出（令和7年1月21日）

(4) 選定基準

別紙「指定管理者選定基準」のとおり

(5) 評価方法

ア 評価基準

評価に当たっては、施設の選定基準に基づき、審査項目ごとに次に掲げる評価基準を判定しました。

評価は、審査の過程において適宜見直すものとししました。

評価段階		評価基準
A	仕様書を上回っている	仕様書で示された水準を上回るサービスが提供され、優れた(魅力的・独創的等)提案内容と思われる。
B	仕様書を確実に満たしている	仕様書で示された水準を確実に満たすサービスが提供される提案内容と思われる。
C	工夫の余地はあるが、仕様書を概ね満たしている	仕様書で示された水準を概ね満たすサービスが提供されるが、工夫の余地がある提案内容と思われる。
D	仕様書からやや劣る	仕様書で示された水準にやや達せず、再検討が必要な提案内容と思われる。
E	不適格	仕様書で示された水準に達する見込みがない、又は逸脱した提案内容と思われる。

イ 点数換算

(ア) 審査項目ごとに、評価段階に応じた配点比率に基づく点数換算を行いました。

配点比率 審査項目配点	A 100%	B 80%	C 60%	D 40%	E 0%
20点	20	16	12	8	0
15点	15	12	9	6	0
10点	10	8	6	4	0

(イ) 点数換算後の合計点を最終的な得点（100点満点）としました。

2 審査結果

指定管理者候補者として「特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会」を次のとおり推薦します。

施設名称	第4東原放課後児童クラブ
所在地	ふじみ野市大井二丁目9番4
指定期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年）

(1) 推薦理由

市内西地区にある放課後児童クラブ（15施設）の現指定管理者である特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会は、本市の放課後児童クラブの運営実績が豊富にあり、これまでの管理実績に基づいた具体的な提案が行われたため、特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会を推薦することとしました。

(2) 附帯意見

指定管理者候補者につきましては、新たな施設での運営となりますので、適切な受け入れ体制の整備に努めてください。また、令和7年度より東原小学校の放課後児童クラブには、学校の統合によって異なる地域から来た児童が混在するため、児童間のコミュニケーションや適応に時間がかかる場合が想定されますので、児童の心理的ケアや新しい環境に馴染みやすくするための取組を積極的に進めてください。

市につきましては、指定管理者候補者との連携をより一層強化し、新たな施設での事故を未然に防ぐための対策を指定管理者候補者とともに講じ、安心で安全な放課後児童クラブの運営に努めてください。

(3) 評価結果

	審査項目	配点	特定非営利活動法人 ふじみ野市学童保育の会
共通 事項	平等利用	確保されない場合は失格	合格
	公共性	15	9
	施設の有効活用	20	16

	物的能力	2 0	1 6
	人的能力	1 5	1 2
	事業収支	1 0	8
個別 事項	安全対策	2 0	1 2
	関連機関との連携		
合計		1 0 0	7 3

3 令和6年度ふじみ野市指定管理者選定委員会委員名簿
(第4東原放課後児童クラブ)

(敬称略)

氏名	役職	備考	区分	任期
たじま ひでゆき 田嶋 英行	委員長	文京学院大学 教授	学識経験者	令和6年7月11日～ 令和8年7月10日
かねこ あきら 金子 明	副委員長	総合政策部長	市職員	-
ながおか まさみ 長岡 勝美	委員	公認会計士	学識経験者	令和6年7月11日～ 令和8年7月10日
よねむら よしかず 米村 芳一	委員	総務部長	市職員	-
みながわ つねはる 皆川 恒晴	臨時委員	こども・元気 健康部長	市職員	-

【施設名】 ふじみ野市立放課後児童クラブ(第4東原放課後児童クラブ追加分)

	選定基準	審査項目(※1)	審査の視点	配点
基本事項	(基本事項)	(欠格事項) ○	欠格事項に該当していないか。	該当する場合は失格
		(書類不備) ○	申請書類等に不備はないか。	不備があった場合は、内容により失格
		(基本条件) ○	関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。 必要な資格免許を有しているか。又は確保できる見込みがあるか。	確保されない場合は失格
共通事項	1 市民の平等な利用が確保されること	(1)平等利用 ○	事業計画に偏りはないか。 特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。	確保されない場合は失格
		(2)公共性 ●	公の施設の設置目的や市の施策を理解した提案であるか。 利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。 地域雇用が計画されているか。	15
	2 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の有効活用 ●	施設の特色を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。 サービスの質の向上のための取組は効果的か。 利用促進、稼働率向上等に向けた取組は効果的か。 施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。 企画された事業実施方針・内容は適当か。 自主事業計画書の内容が適切で創意工夫が見られ、実現性があるものか。	20
共通事項	3 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	(1)物的能力 ●	団体の経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行うことが可能か。 類似施設等の管理実績があり、成果を上げているか。 施設の維持・管理を適切に行うための具体的な提案はあるか。 安全対策について具体的な取組が提案されているか。 緊急時の対応、体制が組織的になっているか。 個人情報の保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されている。 第三者への委託や運営協力体制は適当か。	20
		(2)人的能力 ●	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当か。 適切な人員配置、勤務体制が提案されているか。 労務管理規定を整備するなど、職員の勤務体制や人件費等、職員の適正な労働条件を確保する内容となっているか。 職員の資質・能力向上を図り、施設を適切に運営するための職員研修が計画されているか。	15
	4 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること	事業収支 ●	提案内容の実施に当たり、効率的で妥当な収入や管理経費となっているか。 利用料金が適切に設定されているか。 市負担額の縮減となっているか。 コスト削減の方策が適切かつサービス低下の懸念はないか。	10
個別事項	5 その他施設の目的又は性質に応じて別に定める基準	安全対策 関連機関との連携 ●	事故未然防止、再発防止及び感染対策への取組は適当か。 関係機関との連携計画は適当か。 (学校等の連携によりサービスの向上が期待できるか)	20
合計				100

※1 ○:必須項目(支障がある場合は失格)

●:記載内容について配点内で評価する項目